



地域包括支援センターだより



春の訪れを感じる季節となりました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。
今月のテーマは「地域包括支援センターの紹介」です。

地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活できるように、地域において総合的な支援を行う機関です。センターには、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の専門職が配置されています。これらの3職種が協力して関係機関等と連携し、支援します。



主任介護支援専門員



社会福祉士



保健師等

～地域包括支援センターの仕事～



暮らしやすい地域のために

「誰もが、住み慣れた家で、地域で安心して暮らし続けることができる仕組み」をつくるため、民生委員等の地域の皆さんや地域づくりセンター、地区生活支援員、医療機関、介護保険事業所等と連携します。

個別地域ケア会議の開催

地域の皆さんと医療や介護の専門職が顔の見える関係をつくり、困りごと等の情報共有し、役割分担をしながら課題の解決に向けた検討を行います。



ふれあい健康教室やサロン等の地域行事への参加

地区内で行われている、ふれあい健康教室やサロン、いきいき百歳体操等に参加し、介護予防や健康づくりのお手伝いをしています。



⇒「地域包括支援センターの仕事」の続き

相談業務・権利擁護・ケアプラン作成

- 高齢者の皆さんやその家族から相談をお受けし、必要な制度の紹介や多職種、関係機関と連携して支援します。
- 必要に応じて成年後見制度の利用支援や介護保険の申請の手続きをおこないます。
- 認知症（物忘れ等）の相談もお受けします。
- 困りごとや心配ごとがありましたらお気軽にご相談ください。

要介護認定において「要支援1・2」と認定された方や「事業対象者」に該当した方のケアプランを作成します。また、必要に応じて地域の通いの場や生活支援サービスの紹介、介護予防事業へのご案内をします。

～新型コロナウイルス感染症ワンポイント～

令和5年3月13日
から

マスクの着用は、**個人の判断**が基本となりました。
ただし、以下のような場合には注意しましょう。



- 受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時。
- 通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時。
- 重症化リスクの高い方※が感染拡大時に混雑した場所に行く時は、ご自身を感染から守るためにマスク着用が効果的です。
※65歳以上の高齢者、基礎疾患がある方、妊婦など
- 施設の管理者やイベント主催者等からマスクの着用を呼びかけられた時。
- 発熱等の症状がある時の外出時は周囲に感染させないためのマスクの着用をお願いします。

認知症思いやり相談

認知症かも？とお悩みの方に対し、認知症サポート医による相談を行います。

日時 5月18日（木） 午前9：00～12：00（要予約・先着順）

※予約は相談日の2週間前までをお願いします。

会場 市役所本庁舎北別棟 1階 高齢福祉課相談室 1

【お問合せ先】松本市高齢福祉課 福祉担当（電話 34-3237）

または、お近くの地域包括支援センターまで

松本市高齢福祉課 福祉担当（電話 34-3237）

または、お近くの地域包括支援センターまで